輸出統計品目表第二七一〇・一一〇号中

「	――揮発油			
	―――ピストン式内燃機関の燃料用のもの			
110	――――複写機	ＫＬ	ＫＧ	
190	――――その他のもの	ＫＬ	ＫＧ	
」				を
100	――揮発油	ＫＬ	ＫＧ	
				」に

改める。

輸出統計品目表第二九一二・四二号を次のように改める。

2922.42	――グルタミン酸及びその塩			
000			ＫＧ	

輸出統計品目表第三八一五・一〇号を次のように改める。

3825.10	―都市廃棄物			
100	――第16部の物品（家庭用のものに限る。）の都市廃棄物		ＫＧ	
900	――その他のもの		ＫＧ	

輸出統計品目表第三九一〇・四三号中

「	―――平板			
100		ＫＧ	ＫＧ	
				」を

削る。

輸出統計品目表第四四〇三・二〇号を次のように改める。

4403.20	―その他のもの（針葉樹のものに限る。）			
010	――すぎ属のもの	ＣＭ		
020	――ひのき属のもの	ＣＭ		
030	――からまつ属のもの	ＣＭ		
090	――その他のもの	ＣＭ		

輸出統計品目表第四四〇七・一〇号を次のように改める。

4407.10	―針葉樹のもの			
010	――すぎ属のもの	ＣＭ		
020	――ひのき属のもの	ＣＭ		
030	――からまつ属のもの	ＣＭ		
090	――その他のもの	ＣＭ		

輸出統計品目表第七三一一・八一号を次のように改める。

7321.82	――液体燃料用のもの			
110	―――ストーブ（石油用のものに限る。）	ＮＯ	ＫＧ	
900	―――その他のもの		ＫＧ	

輸出統計品目表第八四二九・五一号中

「	―――その他のもの			
	――――中古のもの	ＮＯ	ＫＧ	
910	――――その他のもの			
	―――その他のもの	ＮＯ	ＫＧ	
990				」に
900	――――その他のもの	ＮＯ	ＫＧ	

改める。

輸出統計品目表第八四四三・三九号を次のように改める。

	――その他のもの			
100	―――複写機		ＮＯ	
900	―――その他のもの		ＮＯ	

輸出統計品目表第八四五〇・一一号を次のように改める。

8450.11	――全自動のもの		ＮＯ	

輸出統計品目表第八四五七・一〇号を次のように改める。

8457.10	―マシニングセンター			
	――立軸マシニングセンター			
110	―――５軸以上のもの	ＮＯ	ＫＧ	
190	―――その他のもの	ＮＯ	ＫＧ	
	――横軸マシニングセンター			
210	―――５軸以上のもの	ＮＯ	ＫＧ	
290	―――その他のもの	ＮＯ	ＫＧ	
	――その他のもの			
910	―――５軸以上のもの	ＮＯ	ＫＧ	
990	―――その他のもの	ＮＯ	ＫＧ	

輸出統計品目表第八四五八・一一号を次のように改める。

8458.11	―数値制御式のもの			
100	――ターニングセンター	ＮＯ	ＫＧ	
900	――その他のもの	ＮＯ	ＫＧ	

輸出統計品目表第八四五八・一九号を次のように改める。

8458.19	―その他のもの			
000	――その他のもの	ＮＯ	ＫＧ	

輸出統計品目表第八四五八・九一号を次のように改める。

8458.91	―数値制御式のもの			
100	――ターニングセンター	ＮＯ	ＫＧ	
900	――その他のもの	ＮＯ	ＫＧ	

輸出統計品目表第八四六一・四〇号を次のように改める。

8461.40	―歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤			
100	――数値制御式のもの	ＮＯ	ＫＧ	
900	――その他のもの	ＮＯ	ＫＧ	

輸出統計品目表第八四七一・四一号を次のように改める。

8471.41	―少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置を同一のハウジングに収納しているもの（入力装置と出力装置とが一体となっているかいないかを問わない。）			
000		ＮＯ		